

木造住宅の耐震診断・耐震改修等・除却に補助

11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任
つくる責任
つくる責任

募集概要



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

見附市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

- **受付期間** 令和8年4月13日(月) から 令和8年11月20日(金)まで
- **申込み方法** 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、市役所1階都市環境課に提出ください。詳しくは都市環境課都市政策室都市・住宅政策係にお問い合わせください。
- **留意事項** ①先着順に受付し、予算に達した時点で受付を終了します。
②**必ず診断前、設計前、改修工事前、除却工事前に申請してください。**
- **問合せ先** 見附市 都市環境課 都市政策室 都市・住宅政策係 TEL:0258-62-1700(内線163)

耐震診断

-見附市木造住宅耐震診断費補助金-



自己負担額:1万円[※]
対象者:住宅の所有者・居住者
市税の滞納がない人

※は住宅の面積によっては1万円を超える場合があります。

●対象住宅について

- ・市内の個人所有の一戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・併用住宅は過半以上が住居部分であること

●補助額について

延べ床面積	診断費用	補助金額 (限度額)
70㎡以下	70,000円	60,000円
70㎡を超え 175㎡以下	80,000円	70,000円
175㎡を超え 240㎡以下※	100,000円	90,000円

※延床面積が240㎡を超える場合は、超えた面積1㎡につき500円が自己負担額に加算されます。

耐震設計・改修等

-見附市木造住宅耐震改修費等補助金-



補助額 設計:上限10万円
改修:100万円から
設計費を
差引いた額

シェルター:上限30万円

対象者:住宅の所有者

●耐震改修等について 市税の滞納がない人

耐震改修等には耐震補強設計と耐震改修工事・シェルター補強工事があります。

耐震補強設計

耐震診断の結果、1.0未満と診断された木造住宅の上部構造評点を1.0以上まで向上させるための設計

耐震改修工事

耐震診断の結果、1.0未満と診断された木造住宅の上部構造評点を1.0以上まで向上させるための工事

シェルター補強工事

人命を確保することを目的とした部屋の補強工事

●対象住宅について

- ・市内の個人所有の一戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・併用住宅は過半以上が住居部分であること
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅

※耐震設計・耐震改修等については必ず同一年度実施してください

除却補助-見附市木造住宅除却支援事業補助金-



補助額:上限30万円
対象者:住宅の所有者又は所有することが確実と見込まれる人
市税の滞納がない人

●対象事業について

対象住宅を除却し、見附市内で建替えること。又は市内の耐震性のある住宅またはアパート等へ住替えること。

●対象住宅について

- ・市内の個人所有の一戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・併用住宅は過半以上が住居部分であること
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅、又は、簡易耐震診断の結果、評点の合計が7点以下の木造住宅
- ・居住誘導区域又は地域コミュニティゾーンに所在する一戸建て木造住宅